

中野区教育委員会会議録 平成24年第25回定例会

○開会日 平成24年7月27日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午後 7時01分

○閉 会 午後 8時46分

○出席委員(5名)

中野区教育委員会委員長	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員長職務代理	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会委員	山 田 正 興
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した事務局職員等(11名)

教育委員会事務局次長	高 橋 信 一
副参事(子ども教育経営担当)	白 土 純
副参事(学校再編担当)	石 濱 良 行
副参事(学校教育担当)	宇田川 直 子
指導室長	川 島 隆 宏
副参事(知的資産担当)・中央図書館長	天 野 秀 幸
副参事(特別支援教育等連携担当)	黒 田 玲 子
副参事(就学前教育連携担当)	海老沢 憲 一
副参事(子ども教育施設担当)	伊 藤 正 秀
副参事(中部すこやか福祉センター)	松 原 弘 宣
副参事(南部すこやか福祉センター)	松 本 和 也

○担当書記

子ども教育経営分野	片 岡 和 則
子ども教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長

高 木 明 郎

教育長

田 辺 裕 子

○傍聴者数 34人

○議事日程

[協議事項]

- (1) 平成25年度使用教科用図書の採択について（指導室長）
- (2) 特別支援教育等の連携について～中野区における発達支援の取組～（特別支援教育等連携担当）

[報告事項]

- (1) 委員長、委員、教育長報告事項
- (2) 事務局報告事項

中野区 教育委員会
第 2 5 回定例会
(平成 2 4 年 7 月 2 7 日)

午後 7 時 0 1 分開会

高木委員長

こんばんは。

教育委員会第25回定例会を開会いたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席です。

本日の会議録署名委員は、田辺教育長にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

<関係職員の出席>

高木委員長

本日は、協議事項の2番目、「特別支援教育等の連携について」に関連して、中部すこやか福祉センター地域ケア担当副参事・松原弘宜さん、南部すこやか福祉センター地域ケア担当副参事・松本和也さんに出席を求めています。ご了承ください。

<委員会運営について>

高木委員長

本日の夜の教育委員会は、夜間に教育委員会を開催することによりまして、昼間、教育委員会を傍聴することが難しい方にも教育委員会を傍聴できる機会を設けるために実施しております。

会議の進行は、通常のエ育委員会と同じように進めてまいります。本日は、協議事項の2番目、「特別支援教育等の連携について」に関して、会議を一たん休憩し、傍聴の方々のご意見をいただく時間を設けたいと思います。その後、会議を再開し、いただいたご意見を参考にしながら引き続き協議を深めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

<傍聴の許可>

高木委員長

ここで傍聴の許可についてお諮りいたします。

教育委員会の傍聴人の数については、中野区教育委員会傍聴規則第3条により20人以内と定められておりますが、本日は多くの傍聴の方がお見えになっておりますので、20人を超えてお見えになった場合でも傍聴することを認めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高木委員長

それでは、20人を超えて傍聴することを認めたいと思います。

傍聴の方は、お手数ですが、なるべく席をお詰めになって、お譲り合ってお座りいただくようお願い申し上げます。

それでは、日程に入ります。

<協議事項>

高木委員長

まず、協議事項の1番目、「平成25年度使用教科用図書の採択について」の協議を進めます。

事務局から説明をお願いします。

指導室長

それでは、平成25年度に使用いたします教科用図書の採択についてご説明をいたします。

まず最初に確認なのですが、教科書採択については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6号及び教科書の発行に関する臨時措置法第7条第1項に基づいて行うものであります。義務教育諸学校の場合は、学校の設置者の教育委員会に採択権があるというふうにされております。昨年度は中学校、そして一昨年度は小学校において使用する教科書の採択を行いました。これは4年に1回行われる採択がえという形になりますので、最初に確認をさせていただきたいというふうに思います。

今回協議いただく教科書採択は、平成25年度に使用する教科書の採択についてでございます。

それでは、資料の1ページ目をごらんください。

まず、1にある「採択の方法及び時期」についてですが、これは、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条に基づいて、特別支援教育で使用する一般図書を除いては4年間は同一の教科書を採択するということになっております。先ほど申し上げた、昨年度行った中学校、それから一昨年度行った小学校で使用する教科書については4年間同じものを使いますという意味でございます。

また、時期については、8月31日までに採択をすることとなっております。

この規定に基づきまして、2の(1)(2)に、小学校、中学校の教科用図書は、昨年度、平成23年度に採択をいただいた教科書と同一の教科書を採択ということがそこに書いてございます。小学校であれば、平成23年度から平成26年度までは同じ教科書、中学校は、

平成24年度から平成27年度までは同じ教科書を使用する形になります。ただし、※印にございます中学校の歴史、地図、音楽、保健体育、技術・家庭科につきましては、学年をまたいで使用しますので、平成23年度に給与した教科書を引き続き使用する形になります。

以上のことから、別添でとじてある「平成25年度使用教科用図書採択一覧表」の1ページには小学校、7ページには中学校で採択する教科書の一覧が掲載してございます。ご確認をいただければと思います。

次に、特別支援学級で使用する教科書の採択ですが、資料1枚目の2の(3)にあるように、学校教育法附則第9条、同法施行規則第139条の規定に基づいて、他の適切な教科書を使用することができる「できる規定」というのがございます。各特別支援学級設置校では、在籍する児童・生徒の障害の種類・程度・能力・特性に最もふさわしい内容の図書を、原則として、文部科学省作成の特別支援学校用図書目録、東京都教育委員会作成の特別支援教育教科書調査研究資料、文部科学省作成の平成24年度用一般図書一覧から選んで、使用希望図書として事務局に届けていただいているところです。

各学校から出された希望図書の詳細につきましては、別添の資料の2ページから6ページまでが小学校の特別支援学級で使用する教科書、8ページから10ページまでは中学校の特別支援学級で使用する教科書の一覧がございますので、ご確認いただければと思います。

説明については以上でございます。

高木委員長

それでは、ご質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

飛鳥馬委員

教科書の採択については、今、指導室長が言われたとおり、異議ありませんので、それによろしいと思いますが、教科書の使い方で指導室のほうでわかったら教えてほしいことは、今、電子化された教科書——電子図書と言うのですか——があると。どこの出版社も今そういうものを出しているかどうか。わかる範囲で結構ですけれども。そして、出している場合、今、子どもたちが持っている教科書と同じものがあつた場合に、先生方はそれを公的に買うことは難しいかもしれませんが、私的に買って活用することが可能な状態なのかどうか。一般のニュース等でしかわからないので、電子図書、教科書についてちょっと教えていただきたいなと思っております。

指導室長

まず、電子版の教科書ですね。全ての出版社ではないのですが、かなりたくさん出版

社が今準備をしていますし、実際に市場にも出ています。ただ、これは少し高額になるのですね。私が勤めていた学校でもあったのですが、例えば1年生の国語をそろえると、上下巻で12万ぐらいかかるのです。そうしますと、これは、先ほど後半でご質問された個人で買うことはなかなか難しいかなというふうに思います。全部電子に切りかえればいいかという、やはり手元にアナログの教科書というのは必要になります。ただ、「教科書のここを見なさい」とかと言うときに、現状では、拡大コピー機で教科書を拡大したものを黒板に掲示して授業をすることがあるのですが、全く同じものが電子で出ますので、中野区の場合、50インチのテレビが各教室に入っていますから、あれと連動させるとかなり効果的な授業展開ができるかなというふうに考えております。

大島委員

それに関連してなのですからけれども。

中野区では、そういう電子教科書を普及させるようなことで何か具体的にやっているのか、その辺はどうでしょうか。

指導室長

先ほど申しあげましたように、かなり高額ですので、区で一斉に全ての教科書を学校に予算措置をするというのはちょっと難しいと考えておりますが、学校によっては、ICTなどを中心に活用している学校では一部購入しているという話は聞いております。

山田委員

2番目にありますように、教科書採択の原則ということで、平成22年度には小学校の教科用図書を採択いたしましたし、昨年平成23年度には中学校の教科用図書を採択いたしました。原則として同一のものを採択しなければならない規定にはなっておりますけれども、現実に、小学校、中学校の現場において、その教科書の中で何か問題が生じているということはニュースとしてありますでしょうか。

指導室長

特別なふぐあいについては報告は来ておりません。

高木委員長

今、指導室長から、「特別なふぐあいは聞いていない」ということですね。としますと、原則どおり、小学校、中学校につきましては、我々が平成23年度と平成24年度に採択したものを本年度も採択することになるのかなと。特別支援学級で使用する教科書の採択につきましては、先ほどご説明があったように、それぞれの学校に在籍している児童・生徒、

あるいは入ってくるであろう児童・生徒に合ったものを文部科学省ですとか東京都の教育委員会の範囲で一応今回候補として上がっているということですよ。ここに置いてあるのがその見本ですか。

指導室長

そうですね。その一部ですが。

高木委員長

今、一つ一つ見るというのは難しいと思うのですが、何か傾向のようなものというのがありますでしょうか。

指導室長

ざっとごらんいただいて、比較的ビジュアルなものが多いかというふうに思いますし、また、文字なども比較的大き目で、易しい言葉で書いてあるあたりは、これを選ぶ段階において、文部科学省や東京都の教育委員会がそのあたりを意識しながら選んでいるというふうに考えます。

飛鳥馬委員

今の特別支援学級で使う教科書のことです。種類が非常にたくさんありますが、やはり出版社そのものが小さいのかなど。通常学級の子どもたちが使う教科書の出版会社——つまり、今まで採択していたものが出版されなくなって新しいものになりますというのは、私たちが毎年やっているわけですが、その辺は、出版社が潰れてしまうのか、採択数が少ないからどうしてもそういう傾向になるのか、やはり残っていくのは大手の会社の傾向があるのか。その辺、ちょっとわかったら教えてほしいと思うのです。全体像がよくわからないもので。ただ、しょっちゅう出版社が変わるのですね。なくなってしまったとか、絶版ですというように。何かわかれば教えてください。

指導室長

確かに、これまで使っていたものがなくなるというのは、学校にとっては余り望ましいことではないです。これは「一般図書」という言い方をするのですが、これらを選ぶ基準が何項目かあるのですね。そのうちの一つに、「可能な限り系統的に編集されている」ということですか、「きちんと給与が保証されるもの」、要するに、今まであったけれども、ことし、来年ぐらいいなくなってしまうものは採択しないという形になります。一応ここに並んでいるものにつきましては、その基準をクリアしているものですので、当面の間は出版されるというものを選んでございます。

山田委員

今の給与本の話です。特別支援の子どもたちに使う教科書ですが、特にきょう後で話に出る軽度発達障害の方々のためには、ビジュアル的に訴えたほうが良いという意見が強いと思うのですが、そういう視点で選ぶということは一つあるのでしょうか。

指導室長

発達障害のお子さんは基本的に通常級に在籍していますので、普通の教科書を使った学習活動を行います。こちらに並んでいるものは、固定の特別支援学級の子どもたちが使用する教科書ですので、当然、同じようにビジュアルというのは基本的なところで大切かというふうに思いますが、一応こちらは固定の特別支援学級の教科書とご理解いただければと思います。

山田委員

そういった意味では、これから増えてくるであろう軽度発達障害の方たちのための教科書の開発などということはこれから出てくるのでしょうか。それとも、そういうことは余りないのでしょうか。

指導室長

正確なところは私も存じ上げませんが、ただ、授業の仕方において幾つか留意する点というのがあって、そのうちの 하나가、先ほど山田委員がおっしゃったような視覚に訴えるということがあります。教科書といいますか、参考図書という形で通常の授業でそれをどこまで活用していくかということは、指導の方法として必要になってくるかというふうに思います。

高木委員長

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

高木委員長

それでは、本件は、来週8月3日の定例会で議案として改めて審議したいと思いますので、事務局は準備のほうをお願いします。

次に、協議事項の2番目、「特別支援教育等の連携について」の協議を進めます。

事務局から説明をお願いします。

副参事（特別支援教育等連携担当）

それでは、「特別支援教育等連携について～中野区における発達支援の取組～」の資料

についてご説明いたします。

きょうは、中野区での発達支援の取組をご紹介しますが、まず、区として発達障害をどのように定義しているかということをご説明しまして、後ほど、こういった方たちの対象となっている事業の利用者数をご説明し、また、その後で、資料の2枚目についておりましたが、具体的な架空の取組事例をつくりまして、中野区のこういったところにご相談に来ていただけたらいいかというようなことについてご説明をさせていただきたいと思えます。

それでは、資料の1枚目です。子どもは成長の過程でさまざまな能力を手に入れていくというふうに言われておりますが、認知力や言語、運動、社会的能力などのスキルの獲得に課題があるお子さんの状態をいわゆる「発達障害」というような形で呼んでおります。この発達障害は社会の中ではなかなか認知されていないという経過がございます、支援体制も十分でなく、こういった状況をつかみまして、平成17年4月から発達障害者支援法が施行されております。区としましては、こういった支援法に基づきまして、平成18年度から、早期から特性に応じた支援を受けることができる体制や、発達に課題を抱えるお子さんに対して、成長の過程に伴い一貫した支援を継続するための取組を実施しているところでございます。

この具体的なことにつきましては後ほどご説明しますが、まず、1としまして「支援事業等利用児童数」についてご紹介いたします。

まず、(1)「巡回訪問支援対象児童及び訪問園数」でございます。こちらは、中野区の江古田にございます療育センターアポロ園から、中野区内の各保育園・幼稚園等にそういった発達に課題があるお子さんがいらっしゃるのいろいろなアドバイスや指導をしてほしいというような要請に基づいて巡回をしているものでございます。こちらのほうが、平成23年度の段階で462人、80園に行かせていただいているような状態でございます。

(2)「申送り児童数」でございます。これは「小学校への申送り数」というふうに書いてございますが、保育園や幼稚園に通われているお子さん、もしくはそれ以外ですこやか福祉センター等で福祉サービスのご相談を受けているお子さんの中で、保育園や幼稚園に入園するときに、これまでいろいろなサービスや支援を受けていたことについて、保護者の方が二度、三度ご説明をしなくていいように小学校へ申し送りをしましょうというような仕組みを設けております。そういった申し送りをしたお子さんの数ですが、平成23年度で125人という数字になっております。

(3)「情緒障害等通級者数」ですが、平成24年度、小学校で56人、中学校で14人ということが学校教育のほうでつかんでいる数字でございます。

それでは、具体的に、区としてどういったかかわりや区民の方からの相談場所ができていくかということにつきましてご説明をします。

2枚目の大きな資料をごらんになってください。こちらの事例ですが、対象児童者は、今現在、小学校6年生になっているというようなことで、育ってきた状況をご説明いたします。

障害名としては広汎性発達障害ということになります。この広汎性発達障害でございますが、資料の1枚目の裏に「主な発達障害」というのがご説明してあります。これは、厚生労働省が発達障害を定義する内容に準じて中野区でも使用しております、それがわかりやすく書いてある図です。この図の中を見ていただくと左のほうに「広汎性発達障害」とございますが、自閉症やアスペルガー症候群を伴った障害ということで、人と社会的な関係を築くことが苦手であったりとか、コミュニケーションや言語に課題があったりというようなこと。その個人のお子さんの障害や個性に伴って出方が違ってくるといったことがありますけれども、こういったところを「広汎性発達障害」というふうに呼んでおります。こういった子どもさんの特徴をとらえて、今回、事例をつくってまいりました。

済みません。大きな紙のほうに戻ります。世帯構成は、父・母・姉の4人世帯で、運動の発達はとても早かったのですが、言葉の発達がおくれていると感じたことが相談を受けるきっかけとなったというような事例でございます。この表の左のほうには「運動の発達」「言葉の発達」というふうに記載させていただいておりますけれども、こちらは一般的なお子さんがたどっていく発達というふうに、一般的な形で書かせていただいております。

事例に移りますが、〇〇ちゃんが誕生されました。赤ちゃんのときからとても大きな子で、3か月健診にすこやか福祉センターに行かれたときも、順調に育っていて特に変わったことはないということでした。そのうち寝返りも打てるようになり、6か月健診に行きました。6か月健診では、「ハイハイがお姉ちゃんよりもむしろ早くできるようになりました」ということをお母さんが医療機関等と確認をしたりしております。9か月になりました。9か月健診にも行って、1歳になったときに、ハイハイと同じで、歩くのもお姉ちゃんより早くできるようになったのですけれども、言葉の発達だけはゆっくりで、男の子だから無口なのかなというような親御さんの心配が少し出てまいりました。1歳6か月健診にすこやか福祉センターのほうに行っていたときに、言葉は、「アー」「ウー」と

いう声が少しだけはっきりわかるけれども、単語はしゃべれないので、すこやかの方ではちょっと心配かなと。お母さんも少し心配を持っているかなということで、その健診で発達相談を紹介したというようなことがございます。

ということで、この1歳6か月になられる間でも、例えば区のスこやか福祉センターの健診があったり、医療機関に行かれるということになってまいります。

この発達の相談をすこやか福祉センターで受けていただきまして、その後、少し言葉が遅いこととか、落ちつきがちょっとないかな、あちこち走り回ることが多いかなということで、アポロ園という、先ほど申しました療育センターの療育相談を受けてみようということで、すこやかの方からもアドバイスがあるといったようなことが通常ございます。そこからお母さんがアポロ園の予約をとってアポロ園に相談を受けに行きました。そこで療育施設でのデイサービス——これは、コアラ組とかラッコ組というのがございますが、アポロのほうに通って、集団での機能訓練とか、子育て支援のお母さんの悩みとかのお話を一緒に聞いたり、いろいろアドバイスできるようなものになっております。そういったものを受けることになって幼稚園に行く年齢になりました。

大きな紙の右のほうになりますけれども、幼稚園に通う中で、今まで相談してきた、3か月、6か月、9か月、1歳6か月とか、アポロで過ごした日、そういった支援をきちんと幼稚園に申し送っていかうというようなことを区では考えてやっております。そういったことの中で、今まで相談してきたことを、すこやか福祉センターから幼稚園に伝えてもらうことになりましたというふうに書かせていただいております。そして、幼稚園に入園しました。

幼稚園では、そういった情報がありますので、先ほどアポロ園は巡回相談というのをやっているというふうにご説明しましたが、そういった巡回訪問支援や個別指導をこの〇〇ちゃんにやってくださいということでリクエストをして、アポロも見回りをするようなこととなります。ここで、幼稚園の中でいろいろな指導を受けていくわけですが、小学校へ入学するというような時期が来たときにも、また、すこやか福祉センターの支援や幼稚園、アポロの支援を小学校へまた申し送りをするということとなります。

小学校に入った後は、この小学校での生活をどういったふうに地域や小学校で支えていかうかということで、1年生のところの中ほどにございますが、個別支援計画会議というのを実施しまして、そこで小学校の先生や地域のスこやか福祉センターの職員、学童クラブの職員、必要があれば児童館の職員などが集まって、〇〇ちゃんへどういった支援をす

るかという支援計画を立てることになります。その支援計画は、親御さんが必要であれば、計画書をお渡しするというようなことにもなっております。

3年生になりまして、勉強の内容が少し難しくなってきたということで、授業中に席を立つことなどがふえてきたというようなことが学校から親御さんのほうに連絡があって、親御さんのほうも、保護者の方も自信をなくしているみたいだし、どうしようかなということを考えてみるようになったということで、学校のほうからも「教育相談を受けてはどうでしょう」というようなことでお勧めをすることがございます。ここで教育センターで相談を受けていただいて、そのときに、例えば「情緒障害等の通級指導学級で指導を受けることはどうでしょうか」というようなことをお勧めしたりすることもございます。このケースの場合には、そういったものを受けていただくということにして、4年生で就学相談を受けました

相談した結果、週1回通級指導を受けることになりました。通い始めて、授業中に席を立つという行動は少なくなってきた、お友達とのかかわり方などもできるようになってきたというような状況が生まれてきたという設定にしております。

6年生になりましたら、通級指導学級の指導を終了しました。今は、〇〇ちゃんが何か困ったことがあるときには、「心の教育相談員」が学校に来たときに自分で相談に行くようにして学校生活を送っているというようなことになっておりますが、この「心の教育相談員」というのは、学校教育の中で相談員の方が巡回して相談を受けていくような仕組みを中野区のほうで用意しているというようなことでございます。

小学校が終わった段階で、また中学校へこういった申し送りをしていくというような仕組みをつくっております。中学校への申し送りは今年度からするということでございます。

以上でございますけれども、〇〇ちゃんが誕生されて、親御さんがいろいろ疑問を持たれた時々、中野区としてはこういったかかわりも持てますし、ぜひこういった仕組みを皆さんに知っていただいて利用していただくことができればなというふうに考えております。

ご説明としては以上でございます。

高木委員長

それでは、ご質問、あるいはご発言がありましたらお願いいたします。

山田委員

幾つか質問いたします。

このお子様は男の子ですか、女の子ですかが1点。

2点目は、このお子さんの保護者の方は、いつの時期にこの広汎性発達障害の疑いということを受け入れてくださいましたか。

3点目は、幼稚園に入園したときに、他の保護者に対して、こういったお子様が入ることをどのように周知されましたか。

その3点をお願いいたします。

副参事（特別支援教育等連携担当）

この事例は、男の子ということで設定させていただいております。済みません。最初にご説明が不足しました。

親御さんがこういった障害があるということを受け入れてくださったというのは、すこやか福祉センターの発達相談を受けたところで、どうかなというふうに思われたということを設定しておりますが、基本的に受け入れてくださったという確認は、3歳のころにアポロ園に行かれたということで、きちんと了解されたというような設定にさせていただいております。

もう1点、幼稚園等に上がったときに、他のお子さんに対してどういうふうに周知したかということなのですが、済みません、そこについては具体的には設定していなかったのですけれども、保育園や幼稚園の中で、ここに気をつけて一緒にお友達と遊ぼうねというようなことにつきましては、教育の中とか指導の中で保育園の先生方や幼稚園の先生が、配慮を持つというようなことについて子どもにわかりやすくご紹介をしてくださっているということが通常であるというふうに考えております。

山田委員

ありがとうございました。

私も医療の現場にいるものですから、性別というのは非常に大切なのですね。きょうの事例のように、広汎性発達障害にしる、発達障害があるお子様は比較的男児に多い傾向がある。それから、男児のほうが言葉の発達が遅い傾向があるのですね。でも、1歳6か月健診のところで二つの言葉、「パパ、来た」「ママ、行った」とかいう二連語がない場合には注意しなければいけないということで気がついたと。この気づきは非常に大切だっただろうと思います。

ただ、保護者の受容を得るのはなかなか大変でして、1年から1年半ぐらいかかるのが普通です。このケースも、2歳ぐらいで、お母様、お父様が「ちょっとうちの子は……」

と思われて、それを受け入れてくださるのに1年ぐらいかかるというのが普通のケースではないかと思えます。

ただ、その後で今度は集団の生活に入るときに、そのほかの保護者の皆さん方に「こういうお子様にこれから出会うことがあるんだよ」ということは非常に大切だと思います。それをまた、ほかの保護者の方が受容していただくのに相当時間がかかるだろうと思えますけれども、多くの発達障害は、今のところ、後天的に育て方が悪いとかそういうことではなくて、先天的に脳の発育が少しおくれたためにですけれども、このケースのように、成長するに従って余り障害を起こさないで軽快するということもあり得るので、そういった意味では、こういった区の実践の中で、いろいろな方が加わって、いろいろなサジェスチョンをしていただくことは非常に大切ではないかと思えます。

高木委員長

私の長男は、今、中学校2年生で、固定の特別支援学級に行っているのです。注意欠陥多動性障害（ADHD）なのです。残念ながら、この中野区の実践がスタートする前だったので、正直言って、こういうふうには手厚いケアはなかったのです。山田委員が発言されたように、やはり1歳6か月健診ぐらいで小児科の主治医の先生から、最初はやんわりと、「こういうケースも考えられますよ」とか、我々があまりショックを受けない程度にして、やはり1年ぐらいいですか、アポロ園に行ったり、早稲田のほうのセンターに行ったりしました。ただ、発達障害というのは、そこで検査して、すぐ出ないのです。脳波をはかったり何かして、半年ぐらいいしてやっと「ADHDです」と。「じゃあ、どうすれば治るんですか」「治りません」と言われたときには、障害という理解がなかったので、「治らないんだ」と思って、そこからまた受容したりするのも大変だったのです。

幼稚園もそうですけれども、小学校になると、毎年4月の最初の保護者会の後には、私は仕事で行けませんので、妻が先生にお願いして、5分とか説明をさせていただいて、担任の先生がかわれば、またそこは私も一緒に行き、担任の先生に「うちの子はこういう特性と申しますか、障害があります」と。正直言って大変というか、一から説明するのは難しいですね。

ただ、ここは、最近の事例というか、今の実践ですので、そこら辺、区のほうでかなりサポートしてくれるようになってきています。——私が言うのも何ですけれども。ただ、これというのはバックグラウンドで動くので、一般というか、障害がないお子さんをお持ちの方はもちろん、障害がある子どもを持っている保護者にも、ぱっと見、ちょっとよくわか

らないのですよね。区でもパンフレットを配って解説はしているのですが、自分の子どもの障害というのは、特にその障害の程度が軽ければ軽いほど受容しづらいので、教育委員会としてはもっと頑張って啓蒙といいますか告知をしていきたいなと思っております。

大島委員

1枚目のA4判のところには表がありまして、(2)のところに「申送り児童数」という表があるのですけれども、現在のほうがふえているというような数字になっているのです。この数字がふえているということの原因についての質問なのですけれども、私の推測によると、幼稚園とか保育園、小学校、この間の連携といいますか、情報の伝達ということが昔の時代は余りなかったのではないかと。比較的最近になりまして、連携ということ、情報の共有が非常に大事だということで、中野区でも双方の先生方の連絡協議会とかいろいろなことをつくって、お互いに連携しましょうということを非常に強化してきていると思うので、そういうことの成果として、こういう申し送りをする児童の数がふえているのかななどと推測するのですが、どうなのでしょう。

副参事（特別支援教育等連携担当）

大島委員のご意見のとおりでございまして、毎年いろいろな関係機関がきちんと情報共有することで申し送りの数がふえているというようなこともございます。

あともう1点、最近、発達障害等のことにつきましては、テレビ等でいろいろな番組で取り上げられるようなこともございますので、一般的なお母さんや保護者の方がお知りになる機会が多くて、ご心配があつて相談数が増加しているというようなこともございます。一般的に発生率というのは、5歳児を1,000人診たときの発生率の数字だけなのですが、およそ8%というふうに言われておりまして、それは障害がほとんど目立たないところから重たいところまでお医者様が診られた数でなのですが、そういう意味では、相談数とかはその8%にだんだん近づいてきているというようなことが現状ではございます。

飛鳥馬委員

その関連の意見ですけれども。

私も現場にいたので、非常に難しいことがたくさんあるのは分かりますが、特別支援の子どもたちに関することでは、個人個人個別に対応することが一番大事で、一般化できないところがたくさんあるのです。ですから、最初ちょっと矛盾することを言いますが、一つは、申し送りをする場合に、幼稚園から小学校、小学校から中学校へ申し送りをするのですが、親御さんが納得されない内容がたびたび起こるのです。親はそう思

っていません。先生はそう思っているのですか」と。私はそういうのに何回か出会っております。多分、事務局担当者はいろいろな事例に出会っていると思うのですけれども。そういうことがありますので、個別対応とか。あるいは秘密にしてほしいという人もいるわけですね。言いたくないとか、一般に知られたくないとか。その認識していく段階で深いとか浅いとかいうのがあってそういうことが起こると思うのですが、それが第1番目の課題。だから、個別に対応することが大事だなというふうに思って、それを抜きにしてはならないと思うのです。

さらにもう一つは、一般化のことなのですが、私たちもこの教育委員会で毎年のようにこういう話をしてきたわけですね。そのときに「申し送りをしっかりして引き継ぐようにしたいね」ということは何回もやってきているわけです。それは、今までの子どもたちの教育をまた上積みして、少しでも発展的にとらえて、少しでも成長するように願って、そうしたほうがいだろうというふうにやってきているわけです。そのときに、ここで言いますと、さっき言った1人の子に医療機関がかかわって、すこやか福祉センターがかかわって、アポロ園がかかわって、就学相談、教育相談とか、いろいろなことがかかわりますよね。それをうまくかかわるために、以前に話が出てきたことがあるのですが、例えばサポートファイルというのをつくってそれを活用するとか、個別支援計画をつくってそれを活用するとか、そういうところまで今来ていると思うのです。それと、最初に言ったバランスをとりながらやっていくことの難しさがあると思うのですけれども、後から言った一般化されたようなこともやっていかないとレベルが上がっていかないとということもあるのだらうと思うのですね。だから、難しいことではありますけれども、連携とか申し送りとかも丁寧にやりながら、追求しながら、これをさらに発展させることが大事なのかなと思っているのです。

副参事（特別支援教育等連携担当）

飛鳥馬委員のご意見の個別対応等は、いろいろな事例で、今、すこやか福祉センターを含めて日々対応させていただいているところでございます。一般化という話の中で、サポートファイルのご意見がございましたけれども、中野区としましても、平成24年1月からサポートファイルにつきましては出していこうということで、今いろいろ準備を進めているところでございます。今回、夏休みの期間中にもう一度個別支援計画会議というのを関係機関でやりますが、その結果を、なるべく親御さんにご理解いただくために、より多くサポートファイルとして親御さんに戻していこうというようなことを今やっている真っ最

中でございます。

教育長

この取組については、副参事からも申しましたように、平成18年度から徐々に拡大をしてきたところでして、その間に、以前は地域にある保健福祉センターがすこやか福祉センターということで、地域の総合窓口ということでかかわるようになって今相談を受けているのです。小学校に上がるまではさまざまな機関が連携し合って相談できる体制ができてきているのです。学校に上がった後は、学校の中で特別支援教育という仕組みができてきて、学校の中でも校内委員会ですとかコーディネーターを置いたり、巡回相談員を配置したりということで対応できているのですけれども、学校以外の、お子さんの地域での生活のサポートというのがこれからの課題かなというふうに思っているのです。

そこで、小学校の申し送りのところすこやか福祉センターがかかわってやっていただく。それで、地域の生活の中でどれだけすこやかの中で需要があるのかというようなことがちょっと気になっていて、小学校に上がってからすこやかで受ける相談件数がどのくらいあるのか。それから、中学校に行くところでまたすこやか福祉センターというのが出てくるわけですが、中学校に行くときにすこやか福祉センターのかかわりというのが今どの程度できているのか、あるいは課題としてあるのかというのを聞かせていただくとありがたいなと思います。

副参事（中部すこやか福祉センター地域ケア担当）

今、正確な数値というものは出ておりません。それから、私ども、地域ケア担当のほうの課題でもあるのですけれども、それぞれ4所におります担当職員のとらえ方等々によって、これは統計として上げていこう、あるいは、電話等で聞いたところでご納得だけたということであればそれでいいかなというようなところで済ませているというのも現状ではございます。ただ、担当している職員のほうに聞きますと、「年間50件ぐらいの相談というものは受けているかなというような印象は持っている」というふうなところがございます。

教育長

小学校に上がってからのすこやかでの相談というのは具体的にどういうものがあるのですか。小学生、中学生ですこやか福祉センターにご相談になる内容というのがおわかりになれば教えてください。

副参事（特別支援教育等連携担当）

私どもで、前回の4所集めていろいろお話を聞いた中の一例なのですけれども、例えば、学校の見立てとお母さんの感想が違うというところがあるのですね。そのときにどこに相談したらいいかというところ、例えば地域のすこやか福祉センターというのは、同じ行政ではありますが、立っている場が違いますので、そこでは相談を受ける一つのツールといいますか、違うところの場所ということで利用していただいたりというようなことがございますので、そこでは学校との見立てが合わなかったからそれで終わりということではないということで、さまざまな角度から支援していけるというふうに考えております。

山田委員

取組としては非常に多岐にわたるのではないかと思いますのですけれども、1人の子どもがいますよね。この子どもさんは、成長するに従っていろいろな職種の方とかかわってきますね。ただ、いろいろな職種の方がいろいろなサポートをするというのは大切なのですね。いろいろなスキルを持っていますので。それはそれでいいのですけれども、もう一つ大切なことは、保護者の方とそのほかにいるキーパーソンですね。誰がキーパーソンになるのか、これも大切なのですね。最近あった虐待の事例でも、キーパーソンがいなかったために助けられなかったということもある。いろいろなところで情報を共有するのはいいのですけれども、誰がそのキーパーソンになるのか。特に就学前は厳しいところがあるのではないかと。学校に入れば、先生が一義的にやられると思うのです。その中にはコーディネーターもサポートしていろいろやられると思うのですけれども、その辺これからどのようにしていくのか。個別の支援計画を立てるのはいいのですけれども、実際に誰がキーパーソンになって保護者の方といろいろ調整をしていくのか。コーディネーター役ですね。それがなかなか難しいので、個別対応がなかなかうまくいっていないケースが出てきてしまうと私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

副参事（中部すこやか福祉センター地域ケア担当）

今年度からすこやか福祉センターで、今先生がおっしゃられた、一種、キーパーソンと申しますか、中核となって役割を担っていくというような体制でやっておりますが、そうは言っても、こちらの子ども教育部のほうと十分連携をとりながら、協議を進めながら進めているというのが現状でございます。

山田委員

例えば、就学前に、すこやか福祉センターにかかったときに、その方が何人ぐらいの方を見られるのか。そのキャパシティというのはありますか。なかなか難しいと思いますが。

実際には、きょうの資料でも、125人の方は小学校のほうに申し送りをするわけですね。ということは、単純に考えて、少なくともそのぐらいの数があるわけです。すこやか福祉センターは4所ですから、単純計算するとということと、そのすこやか福祉センターの中の職員でも、こういうのに非常にたけた方もいる。すこやか福祉センターにはいろいろな方たちを支援しなければいけないではないですか。その辺はいかがでしょうか。

副参事（特別支援教育等連携担当）

すこやか福祉センターで、1人の持っている数は、今の申し送りの125人は全部すこやか福祉センターにかかわっておりますので、全部持つことになります。後でつけ足すことがあれば、すこやか福祉センターのほうから申すと思いますが、すこやか福祉センターの職員は、子どもだけでなく、高齢者から子どもまでということでは、全部を対象にしております。それぞれ担当は少し分かりますけれども、窓口もっておりますので、全体を見ていくということはやっております。

副参事（中部すこやか福祉センター地域ケア担当）

今のお話に補足いたしますと、どこの所も、一応、乳幼児のほうの対応に非常にたけている保健師、それから、発達の方面に非常に知識・経験が深い福祉職というようなところがそれぞれチームとなって対応しているというのが現状でございます。

高木委員長

それでは、会議の途中ですが、ただいまの協議事項、「特別支援教育等の連携について」に関しては、傍聴者の方々のご意見をお伺いするため、ここで一たん休憩し、傍聴者発言の時間をとりたいと思います。

それでは、定例会を休憩いたします。

午後7時52分休憩

午後8時05分再開

高木委員長 それでは、定例会を再開いたします。

引き続き、各委員からご質問、ご発言がありましたらお願いします。

大島委員

今、学級の名前についてのご意見があったのですが、非常に鋭い指摘でなるほどなと思ったのです。学級の名前は私になってからつけたということではないので、昔からついて

いたのではないかと思うのです。特にそのことを問題にしたことはなかったのですが、誰がつけたとかいうことも私は知らないのです。学校でつけたのかもしれませんが、いずれにしろ、ご指摘の点はみんな考えてみたほうがいいのではないかなというふうに今思った次第です。

それと、先ほどA3判になっている大きい図がありました。いろいろかかわるところがありまして、すこやか福祉センターとか、アポロ園とか、学校に行くようになると、もちろん学校もありますし、教育センターとか、それぞれの役割というはあるのですけれども、先ほどキーパーソンというか、誰がその子に責任を持つかというか、ずっと一貫して見ている人も必要だというご意見もありましたし、いろいろなところがあるのだけれども、どこに、誰に相談したら親身になってくれるのだろうかとか、利用者といいますか、保護者といいますか、そちらの立場から見て相談しやすい、利用しやすいような仕組み、システムになっていることが必要だと思うので、その点どうなんだろうという疑問をさっきから感じていたのです。

連携はしているというご説明はあるのですけれども、ここに一つ言えば、全部の関係機関がその情報を共有してというわけにはいっていないのではないかなというようなことも思いまして、保護者の方からして利用しやすい制度になっているのだろうかという疑問をちょっと感じたのです。

高木委員長

まず、特別支援学級の名前については、古くからついているので、中野区の細かい経緯というのはちょっと難しいと思うのですが、特別支援学級の学級名についてルール、あるいは慣例みたいなものがあるのかなのか。指導室長、わかる範囲内で。

指導室長

これは、各学校で特別支援学級を開級するとき学校の中で決める形が一般的かと思えます。中には、子どもたちから募集をしたという経緯がある学校もあるようですが、一般的に平仮名の名前がついている学級が私の教員生活の中でも多かったかなというふうに思えます。これという一定のルールはないというふうに理解をしています。

副参事（学校教育担当）

現在開級している学級につきましては、今、指導室長からお話がありましたように、学級名をつけるのは学校なのですけれども、子どもから募集をしたり、いろいろな形をとりながら名称を決めていっているところではございます。

高木委員長

私の子どもは実はD組という名前のクラスに行っているのですが、校長先生にお聞きしたのは、「今、C組までしかないからD組なんです。だから、学級数がふえたら、E組とかF組になりますよ」と。そこの中学ではそういう決め方をしているそうなのです。我々も今後問題意識を持って考えていきたいなと思います。

あと、キーパーソンということだと、先ほどの山田委員のご発言もそれに近いかも知れませんが、保護者の方、あるいは成長してきたら児童・生徒本人なのですが、ワン・ストップ・サービスというのと違うのですけれども、このところがという方がいると非常にわかりやすいかなと思うのですが、難しいですね。

大島委員

難しいと思うのですけれども、どうなのですか。今はいろいろな関係機関での情報共有といいますか、それはやる仕組みになっているのでしょうか。

副参事（特別支援教育等連携担当）

今でも区は基本的にすこやか福祉センターが全体のキーパーソンになることは、区の内部ではきちんとそういうことになっております。ただ、成長の段階において、すこやか福祉センターはかかわっていくこととなりますけれども、そのときに保護者の方が一番頻繁に通われるところは、その時点においてはキーパーソンとなって、すこやか福祉センターのほうに情報をいただくとかというようなことにはなりますが、区の相談窓口としては、小さいころから、高校を卒業したとしてもすこやか福祉センターに来ていただいて間違いはございません。

高木委員長

先ほどの傍聴者の方のご発言にもあったように、例えば、学校がおもしろくなくて行きたくないと。おもしろくないというのは、自己評価で自分のレベルに合わないとか。障害のある子どもというのは自己評価が低くなる傾向があって、親もついつい怒ってしまうことがあり、毎日毎日反省することが多くて。そういうところとか、あと、ほかの方からもありましたが、中学校というのは選択の幅が非常に狭いですね。私のところもかなり悩んで、通常級に行かせたいけれども、行っても座っていないよなということで、教育センターでいろいろお話をして、我々としては固定の知的障害のほうに入れさせていただいて、それが彼にとって本当によかったのかはまだよくわかっていません。ただ、彼は喜んで学校に通っているのです、今、妻と私はよしとしているのですけれども、またそこから先の

ところは、傍聴者も言ったように、いろいろなサポート校ですとか、通信制の高校とか、高校の中でもそういったバリエーションを持った教育機関ですとかあるので。ただ、公立学校はそこがすごく弱いのですね。教育委員会の私としても、そこは何とかしたいのですが、予算がつかなくて非常にじくじたる思いが毎年あるのです。

ほかの観点から。

飛鳥馬委員

これがベターだというのはなかなか難しいと思うのですけれども、3日前の24日、新聞の小さな記事でこういうのを見つけたのです。「障害児の就学先 支援委員会を設置」と。見た人がいるでしょうか。「障害のある子どもの就学先の決め方について、文部科学省は、23日、医師らで構成する教育支援委員会（仮称）を各市町村教育委員会に置くことを決めた」と書いてありました。今の説明になりますが、「一定の障害の程度、障害の基準に該当する、原則として特別支援学校に就学するという現行の仕組みも変えるかもしれない。今年度中の政令改正を目指す」と書いてあるのですね。これは本当にやれるかどうかわかりませんが、今の話につながって、将来的にできれば少しは役立つのかなど。ただ、山田委員が言われるように、個人をずっと追跡できるようなコーディネーター的なことはできないのだと思う。もう一つの教育委員会みたいな教育支援委員会ができたとしても。それはどう役立つのか、この記事だけだとわかりません。

最後のほうに書いてあるのは、今、就学指導委員会がありますね。「特別支援学級ですよ」とか、「特別支援学校ですよ」とか、ある程度観察して判断して助言していただく。強制ではありませんけれども、どこの市区町村にもあるわけです。そこにもこの委員会が指導・助言できるということまで書いてあるのです。メンバーは、教育学者、お医者さん、心理学者とか、そういう専門家を集めると書いてあるのです。でも、毎日いるわけではないですからね。子どもや親にべったりできないですから、たまに委員会を開いたぐらいでこれが機能するかどうかは私はちょっと懸念に思っているのです。ただ、考えているし、心配はしているのだなという東京都の情報です。

山田委員

今の記事ですけれども、おそらく入り口のほうは、きょういろいろな資料がありますように、気づきがあって、特別支援にかかわるお子様だということで、地域でいろいろネットワークをつけて、幼稚園もありますし、小学校、中学校、高校と行くわけですけれども、最終的にキャリアということになると思うので、それが今先生がおっしゃったこと。今度

は出口のほうですね。でも、出口の整備はなかなか難しい。恐らく、発達支援法の中で、将来的にはそこをしっかりとしろというのが定められているのだと思うのですがけれども、その出口のところの整理というのはまた大変なことだろうと思うのです。でも、今日本は、子どもというのは105万ぐらいしか生まれません。ですから、大切な子どもたちなのです。これは財産なのです。持って生まれた特性はありますけれども、いいものを持っている方もたくさんいるわけですね。アインシュタインなどは有名なアスペルガーでしたから、世に還元するすばらしい才能を持っていることは事実なので、それをどのように伸ばしていくか。この発達支援ということが世に出てまだ10年程度ですから、原因もなかなかわかっていない状況ですが、出口のほうをどのようにしていくかは非常に大きな命題だなというふうに思いますね。

飛鳥馬委員

出口のことで言うと、出口も非常に大変だと思うのは、これもやはりマスコミの情報でしかありませんけれども、最近、大学生にもこういうお子さんがふえている。問題は、大学でも対応せざるを得なくなっているというニュースを聞きました。短大も含めて4年制でもそういう学生さんがふえている。これは対応せざるを得なくなっている。またそれは出口ではなくて、ついきのうのテレビだったでしょうか、大学院まで卒業されて、数学の1級というすごい資格を取って、数学は抜群なわけですよね。でも、就職して、うまくいかなくて、大きい塾とかでは非常に丁寧過ぎてしまって、この子はわからないと思うととことんその子にかかわってしまうから全体の指導ができないのです。だから、小さい少人数の塾を見つけてそこで生きがいを見つけたと。そういう社会人が出てきて、お話ししていたのですけれども。

それに似たようなお子さん、学生さん、大人も、また別のところで見つかったのですが、その人たちは、「もっと早くアスペルガーとかなんとか言ってくれたらよかったのに」と言うのです。また私は迷いましたね。そんなすごい能力があって、早いうちに「あなた、アスペルガーよ」と言われてしまってどうなのかなと。山田先生、お医者さんから見てどうですかね。うちの子は数学は1番よ、トップよ、すごいわよと言われて、実はアスペルガーなんだよと。そんな判断ができるかどうか分からないのですが。でも、大人になってから実際に言うわけです。「もっと早く言ってくれば何とかなっただけかもしれない。別の生き方があったかも。仕事があったかもしれない」と。出口のところも非常に迷ってしまうということで、そういうこともつながってくる。いろいろ考えながらという

ことになるのだと思うのですが。

山田委員

お答えになるかどうかわかりませんが、きょうの資料の裏面にありますように、発達障害——これは、医学的には「スペクトラム」と言いますけれども、決してそこにとどまっているわけではないという考え方なのですね。最初にこの病態が見つかってきたのは、アメリカからのICD10というものの診断法で出てきたわけですが、最初、日本はネーミングが悪くて、「軽度発達障害」という名前をつけたのですね。「軽度」というのは、知的障害は非常にマイルドであると。知的障害はおおむねないという考え方なのですね。ただし、発達障害、人間の根幹である人とのかかわりがなかなか難しいという概念なのですね。これは、いかにも独立した疾患のように見えますけれども、結構オーバーラップしているので、かなりたけた先生でも診断がなかなかつかないこともあるので、飛鳥馬委員がおっしゃるように、この人はアスペルガーだという診断をどこでつけるかというのはなかなか難しいのだと思います。ただ、最近、だんだんと診断学が進んできましたので、そういうものにかなりたけている先生方は、診て、1、2回で大体わかってくれるだろうと。ただし、そういうことができるドクターというのは、小児精神ですとすごく少ないのです。そういう専門家は非常に少ない。なので、それも現場を混乱に陥れるかなというふうに思います。

ただ、私たち医学の仲間の中でも、アスペルガーはかなりいると思いますね。でも、そういう先生は、例えば基礎医学のほうで非常に功績を残している。要するに、人とのかかわりはうまくないのだけれども、研究はすごいのです。寝ずにやってしまうとか。あとは、全てが全てではないですが、メスを持たせたら超一流という方がいますね。絶対に勝てないというぐらい。そういうその場その場に応じた個性を生かすという教育がこれから大切なのだと。そういうことが行われてくればいいと思います。先ほどの中学校の現場で、なかなか授業に入れない。でも、その子にとっては図画工作だとかは非常にたけている。それを伸ばせるような教育ができれば。それが公教育でできるかどうかはまた指導室にも聞かないといけませんけれども、そういったことができれば、その子の人生なのだから、その子にとっていいことが行えるということで、指導室、ご意見を少しいただけますか。

指導室長

一般的な言葉になってしまうかもしれないのですが、「個に応じた教育」というのは、

ここ10年、もう少し前ぐらいから出てきていまして、その対立する言葉として「画一的な教育」というのがあるのですが、日本は戦後画一的な教育をずっと続けていて、それに対していろいろな弊害が出てきた。その中で個をきちんと伸ばす必要があるだろうということで、今、私たちはそういう目で学校教育を行っているつもりであります。ただ、人の部分ですとか、いろいろな部分で、なかなかそのニーズに応え切れない部分があるということも現実として受けとめていかなければいけないので、どういう方策で、どういうカリキュラムだとか、どういう人の手当てが必要なのかは今後の大きな課題だというふうに考えています。

教育長

今のお話に関連することだと思っておりますけれども、傍聴者の方から、特別支援教室のご提案というかご要望をしているのだというお話がありまして、個に応じたというか、あるいは、先ほどの学習支援ボランティアをされている方で、教室の中ではなかなか自分の思うようにならなかったり、自分に合わない授業なのでつまらないとか、自分なんかここにいない必要はないのではないかみたいに思われるお子さんに対して、今は通級学級がありますけれども、中野区としても、それぞれの学校の中で個別の対応ができるようにということで、今後、特別支援教室の考え方をまとめていくということで、去年そういう方針を出しまして、今、具体的な検討を進めているところです。学校教育の中でできる限りそうした対応をしていくということが今後必要だなというふうに考えています。

その前提となるのが、傍聴者のお話の中にもありましたし、山田先生などからもお話がありましたけれども、保護者の方の障害受容ということをどのように行っていくのかということ。それがないと、特別支援教室というようなものを用意しても、それになかなか結びつかなかったり、先ほど学習支援ボランティアの方がとても丁寧に対応していただいているのだけれども、子どもにマッチしないというところでは、その子のお母様、お父様がそのお子さんに対してどういうふうな認識でおられるのかなというのがちょっとわからなかったのですけれども、学校の中でお子さんの状況に対して自分たちが納得するようなご理解がいただけないというような場合も非常にあって、行政としてどこでそれをお話ししたり、ご説明をしていくのかというのが重要な課題になってきていると思うのです。今、すこやか福祉センターがコーディネート役としてやっていくのだという話がありましたけれども、学校は学校で見せる姿があるし、子どもさんはおうちに帰って親御さんと接する中で、学校とは違う姿を見せる、あるいはお友達と学童クラブや児童館で遊んでいけば、

また別の姿があるということをトータルで皆さんが理解し合っていないと、親御さんに対して説明もしにくいということがあるので、コーディネーターというのが情報をきちんと把握したり、関係者を結びつけて保護者にきちんと接して説明をしていくという場面これから行政としてつくっていかねばいけないのだろうなということを、きょう皆さんのお話を伺いながら感じたところです。

高木委員長

特別支援教室については教育委員会でも何回か議論したところで、理念としては大変いいのですけれども、実際にそれだけのところをつくってちゃんと機能していくのかというところが、予算の裏づけとか、非常に難しいと思うのです。私、障害のある子どもの親としては、別室でごまかされるようなことはさせたくないで、やるのだったらしっかりとやって欲しい。ただ、それにはきちっとした人的配置があるので、今の厳しい予算の中で国が本気でやってくれるのか、中野区はどれぐらいお金を割けるのかというのは、すごく難しい。そう言っているうちに、傍聴者の方も「もう期限が迫っているのですけれども、どうするのですか」と。そのとおりで、全然回答になっていないのですけれども、我々も引き続き検討していきたいと思っております。

大島委員

昔は、学校に上がる学齢年齢になると、親としては、特別支援のほうに行かせるのは嫌だ、自分の子を通常学級に入れたいという意識の方が多かったと思うのですけれども、その子にとって、通常学級にいることが必ずしも合っているとは限らず、また、以前は言葉も差別的な言葉だったりして、何か特殊なところに入れられたみたいな差別感みたいなことがあったみたいですが、そうではなく、今はその子の特性に合った、障害があるならあるなりのきめ細やかな教育ができていし、また、その子の特性を見つけてあげられれば、今お話に出ていましたように、これは伸ばしていけるとか、そういうようなその子に合った教育ができるという意味では、通常学級の画一的な教育よりも非常にいい教育が受けられる。その子の能力を伸ばすような方向に行くかもしれない。ということで、特別支援学級のほうに行くという選択肢も、その子は幸せになるかもしれないわけで、そこで、親御さんの意識も徐々に変わってきているとは思いますが、変えていかねばいけない。また、さっき飛鳥馬委員から出た、そこでどういう学校に行きなさいみたいなところで支援委員会というような、お医者さんも入った委員会が専門家の立場から親御さんにも言ってあげて、親御さんも納得してというようなことになるというのだけれど

もなという願いがあります。

個別の教育をする中で、その子の特性を見抜くとかいうのは、先生としてのスキルも要ることだと思いますし、お医者さんとの連携ではないのですけれども、お医者さんの意見も聞いて、こういうところを伸ばしてあげようとかというふうになると、特別支援教育の中身も飛躍的によくなるような気がしますし、理想的にはそういうふうになっていけばいいなとは思っております。

高木委員長

それでは、本日は、発達支援の取組に関しまして傍聴者の方からも貴重なご意見、ご発言をいただきまして、有意義な協議ができたと思います。本日の協議内容を今後の中野区の発達支援の取組に活かしていきたいと思っております。

それでは、これで「特別支援教育等の連携について」の協議を終了いたします。

<報告事項>

<委員長、委員、教育長報告事項>

高木委員長

次に、委員長、委員、教育長報告に移ります。

まず私から、前回7月20日の第24回定例会以降の主な委員の活動について報告いたします。

7月21日、「中野・ウェリントン友好子ども交流2012」ニュージーランド訪問団壮行会。大島委員と田辺教育長が出席されました。

あと、私、きのう、子どもの中学校の夜間見回りというのに行ってきました。近くの保育園の前に8時に集まりまして、そこから私どもの国際短大の横を通りまして、新青梅に出まして、ずっと行って、七中の前を通って、その先からまたぐるっと入って、北江古田公園を回って神社まで行ってまた戻ってくる。1時間弱ですが、非常に暑かったです。びかぴか光る棒を持って行きました。参加したのが、男性は私1人で、あとは5人ともお母様、女性で、もう1人お父さんが来る予定だったのですが、行き違いになっただけで来られませんでした。やはりお父様の参加が少ないので、こういうふうになっちゃって来られませんでした。やはりお父様の参加が少ないので、こういうふうになっちゃって来られませんでした。やはりお父様の参加が少ないので、こういうふうになっちゃって来られませんでした。やはりお父様の参加が少ないので、こういうふうになっちゃって来られませんでした。

それでは、大島委員、お願いします。

大島委員

私は、今お話に出ました「中野・ウェリントン友好子ども交流2012」のニュージーランド訪問団壮行会に参加してまいりました。7月21日の土曜日です。中野五中とか中野中とか、幾つかの中学校の生徒さん、総勢25人だったと思うのですが、この夏休みの期間、17日間、向こうに行ってホームステイをするそうです。その壮行会ということです。

非常にびっくりしたのですけれども、13歳から15歳というので学年は多分いろいろだと思うのですが、予行演習ではないのですけれども、向こうでやる挨拶のスピーチとかを披露してくだっただけです。みんな英語がすごくうまくて、名前とか、「私は〇〇のクラブに入っています」とか、「〇〇の学科が好きです」とか、「趣味は〇〇です」とか、その人によって違うのですけれども、すごく上手に英語でスピーチができていました。それから、交流団の歴史だとか、そういう全体的な説明も、子どもさんたちがパフォーマンスみたいにして、それぞれ役割で順番に言っていったりするのも、英語がすごく上手でびっくりしたのです。そうしたら、4月から今まで毎週水曜日に、放課後、国際交流協会の場所に集まっている練習もし、ニュージーランドについての歴史だとか地理だとか、いろいろな予備知識の勉強をしていたそうなので、その特訓といいますか勉強の成果がすごいなど。みんなすごく聡明そうな、頭のよさそうな顔の生徒さんばかりでしたけれども。

最後に、みんなでおそろいのはっぴを着まして、大漁旗を持って、ソーラン節を歌い、踊ってくれたのです。それは、友好の印に、向こうへ行っても披露するということなのですけれども、すごくそろっていて上手で、こういうことで向こうのニュージーランドの中学生たちと仲よく交流ができ、ホームステイでも向こうの生活も体験して、こういうことが国際交流の始まりになるといいなというふうに思っています。もっともこれ自体は30年ぐらい続いている歴史と伝統ある交流のようですけれども、大変楽しく過ごしてまいりました。

以上です。

高木委員長

山田委員、お願いします。

23日の夜ですけれども、中野区の重度心身障害者に対する医療的ケアに関係する協議会が医師会でありました。昨年、医師会を中心に、中野区で重度心身障害者が抱える家庭の状況についてアンケートをしたわけですけれども、その中で浮かび上がってきた問題点

は、先ほどとちょっとかぶりますけれども、重度の心身障害を抱えている方たちのキーパーソンはやはり母親なのですね。母親がいろいろなサービスの情報をいろいろなところから情報を入手して全てやる。これは大変なことなのですね。母親の多くはそのために就労もできていない。それが貧困と重なってくるわけです。そんな中で、何とかお母さん同士の情報交換の場が欲しいということで、医師会館を提供いたしまして、この夏休み、木曜日と土曜日、計6回ぐらいですけれども、ドクターが何人か参加して下さって、後は訪問看護師さんにも少し加わっていただいて、数時間だと思いますけれども、お母さんたちが少しでもお子さんたちから離れていろいろな情報交換ができるということを行うことにしました。

また、11月には、その方たちがコンサートをやりたいということだったので、医師会館でよければということでそういった企画をしています。これから地域でどのようにお母さんたちを支援していくかは大きな課題だろうと思います。教育委員会でも、今、たんぼぼの後のことの話がありますけれども、忘れていけないのは、そういう方たちは医療的ニーズが高いということですね。そういったことで、私たちはこれから勉強していくところですが、どのようなものができるか、頑張っていきたいなというふうに思っています。

24日は中野区の区役所内において準夜間の小児救急診療事業についての協議会が開催されました。これは年2回やっているのですけれども、その中でうれしい話が2点。今まで中野区内に小児のベッドがなかったのですが、厚生病院に今、ドクターが常勤で3人入った関係で、ベッドを10床確保できたということでもあります。もしお困りになったらどうぞということのお話が部長からありまして、ああ、すごいなと思いながらお聞きしました。でも、2年後に厚生病院は杉並に移ってしまうのですよね。辛いなと思っております。

もう1点は、戸山にあります国立国際医療研究センターの小児科が独立法人になってから充実いたしまして、何と常勤が10人いるのですね。レジデントを含めると20人弱いるということで、いつでもウェルカムと言われたので、私ももう何件か紹介しましたけれども、ほとんど入院オーケーですので、これは中野区にとっては大きないいニュースだなと思って、これからも地域で連携していきたいと思っております。

もう1点、皆さん方、小児の方たちというか、困ったら#7119というコールを知っていらっしゃると思うのですね。119番が非常に込み合ってしまったので、それを回避するために東京都で始めた事業ですけれども、#7119は今パンク状態なのですね。電話がかからないという事例がたくさん出てしまって、消防庁でもどのようにしようかなど。携帯のアプリ

りを使って、問診票を使って、「じゃあ、これは電話してください」というふうに変えるようなシステムを開発中だということです。東京都医師会がそのドクターの派遣をしているのですけれども、中野区も月に4回、24時間フルで活動していて、消防庁の中にセンターがあるのですが、もう電話機を置くスペースがないのですね。ですから、マンパワーはなかなかふやせないで、どのようにするのかなど。東京都が始めた事業で、これが全国に広がっていて、#7119は今全国版ですね。それだけ、夜間非常に困った国民が多いということだと思います。私も2回ぐらい、例えば夜の8時から朝の6時までというタイムで行くのですけれども、最初のうちは比較的寝られたのですが、最近はほとんど寝られません。看護師さんが電話を受けてくれるのですけれども、「じゃあ、ドクターにかかります」ということになって、それだけニーズが高くなった。いいサポートではあるのですけれども、これからどのように運営していくか、ちょっと過渡期にあるのかなという気がしております。

最後に、昨日は葛飾区の医師会に招かれまして、葛飾区の、中野で言いますすこやか福祉センターのようなところの職員に対して、周産期の連携のことについてのプレゼンテーションをしました。中野区は、3年ほど前から産科と小児科の医療機関の連携を行っているのですね。難しい言葉で言うと「ペリネイタル・ビジット」というのですけれども、産科から小児科に橋渡しをするという事業です。例えば、今、子どもたちのワクチンデビューが2か月から始まってきます。2か月というのは非常にタイトなスケジュールなのです。それをいかに産科の先生から小児科に伝えてもらうかという事業に中野区は取り組んでいまして、平成23年度ベースで120件以上の件数が上がっております。これは先駆的でして、23区でやっているところは余りないのです。これは中野区の実業ですから。それを葛飾区でも広めたいということできのう招かれまして、そういったことのお話をしてまいりました。ぜひ葛飾区でも取り組みたいと思っているということでもございました。

道すがら、葛飾区というのは遠いのです。四つ木まで行くと高速を使っても1時間ぐらいかかるのです。スカイツリーがブルーにライトアップされて非常にきれいでした。五輪サッカーのキックオフには何とか間に合いまして帰ってこられましたけれども、葛飾というのは遠いなという印象を持ちました。

私からは以上でございます。

高木委員長

飛鳥馬委員、お願いします。

飛鳥馬委員

特にありません。

高木委員長

教育長。

教育長

21日に大島委員と一緒にニュージーランドの壮行会に行きました。この取組は28回目ということで、行って、こちらに迎えるということで、14回ずつなのですけれども、その経験をされた方はもう成人になって、ニュージーランドにかかわる仕事をやっている方もいらっしゃるし、聞くところによると、ニュージーランド大使館に努めているというような経験者もいるというようなことでした。パフォーマンスのすばらしさは大島委員がお話したとおりなのです。

実はもう一つ、きょうの午後、西城区と少年野球の交流を毎年しておりまして、その壮行会に行きました。これは16人の小学校6年生の子どもたちなのですけれども、学区、学校はバラバラで、チームを組んで、8月10日から6日間、中国西城区に行くということなのです。これもまた、小学校6年生なのですけれども、自分の名前を中国語できちんと言うということで、片仮名を読むというのではなくて、ちゃんと中国らしいアクセントで話をしたので、堂々としていて立派だなというふうに思いました。これも18回目なのですけれども、思ったのは、ニュージーランドのほうは、区とは離れた国際交流協会という民間団体で、受け入れ先のあちらも民間団体ということなのですね。西城区に行く野球のチームも、少年野球連盟という民間団体がやってくださっていて、行政がかかわらないほうが長く続いているというのは何か皮肉だなとか思いながらもいたのですけれども、その民間団体の方がそこまで子どもたちを教育しながら交流を続けているということには本当に頭が下がりましたし、子どもにとってもそうした経験がその後の将来にわたっていい影響を与えているのだなということを感じながら、きょう出席してまいりました。

以上です。

高木委員長

それでは、各委員からの以上の報告につきまして質問、あるいは補足、ご発言がありませんでしょうか。

山田委員

教育長、今の、大島先生もお出になったウェリントンの友好のことですけれども、受け

入れる場合、中野区の住宅事情が余り芳しくないではないですか。受け入れたいけれども受け入れられないご家庭も多いかと思うのですけれども、今後、その辺についてはこんなふうにしていこうとか、何かないですか。

教育長

直接私どもが受け入れ先を探しているのではないので詳しい事情はわからないのですけれども、国際交流協会が学校にも相当協力してもらって、掘り起こしといいますか、受け入れ先を探している状況は聞いています。受け入れ先を探すためにですけれども、基本的には、受け入れてくださったお子さんは次の年に必ずニュージーランドに行くということがあったり、大島委員が感心をしていただいたような、子どもたちにとっての研修ということで、相当高いレベルの研修を受けられるというようなことが効果として親御さんにも理解されているのではないかなということがあると思います。住宅事情がなかなか厳しいので、これからこの事業を続けていく大きな課題になるかなというふうに思っています。

山田委員

一つのアイデアなのですけれども、今度、早稲田大学が留学生の寮をつくるではないですか。夏の間、留学生がいない時期があればということも考えてもいいかなというふうに思いました。

<事務局報告事項>

高木委員長

では、事務局からの報告事項はありますでしょうか。

事務局

ありません。

高木委員長

それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

ここで、傍聴の皆様には8月の教育委員会の開会予定についてお知らせいたします。8月の教育委員会の開会予定は、議事日程表の裏面に記載のとおりとなっております。後ほどお読み取りいただければと思います。

これをもちまして、教育委員会第25回定例会を閉じます。

午後8時46分開会